

# 国立大学法人東京外国語大学年俸制 業績評価に関する規程

〔平成28年 3月22日〕  
規則 第 6 号

改正 令和 2年 1月28日規則第 6号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学年俸制職員給与規程（平成27年規則第86号）の適用を受ける職員（以下「年俸制職員」という。）の業績評価に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 年俸制職員の業績評価は、年俸制職員の教育研究活動の一層の充実のために活用するとともに、年俸制における基本年俸及び業績給の決定に反映させることとし、もって、年俸制職員の業績に応じた給与処遇の実現を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 業績評価は、年俸制職員に対して毎年度実施する。ただし、次の各号に該当する者は、評価を実施しない。

- (1) 評価期間中に退職した者
- (2) その他学長が評価を実施しないことが適当と認める者

(評価期間)

第4条 評価期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

(実施内容)

第5条 業績評価は、国立大学法人東京外国語大学教員人事評価実施規程（平成25年規則第37号）により行う教員人事評価に加え、教育研究等の活動内容及び自己評価に基づき書面審査により行う。

- 2 前項の評価を行うにあたり、必要がある場合には面談を行うことができる。
- 3 評価項目及び評価実施手順等については別に定める。

(実施体制)

第6条 年俸制職員の評価を行うため、年俸制評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

- 2 評価委員会は、評価を行い、その結果を学長へ報告する。
- 3 学長は、役員会での議を経て、評価を確定する。
- 4 評価委員会について、必要な事項は別に定める。

(実施時期)

第7条 評価の実施時期は評価対象年度の次年度の9月末日までとする。

- 2 年俸制適用後6ヶ月に満たない者及び学長が別に定める者については、次年度以降に併せて実施することができるものとする。

(判定区分)

第8条 評価の判定区分は8段階とし、別表のとおりとする。

(結果の通知)

第9条 学長は、確定した評価結果を速やかに対象者に通知する。

(説明請求)

第10条 前条の通知を受けた年俸制職員が、評価結果について疑義又は異議があるときは、評価委員会委員長に対し、通知があった日から起算して14日以内に評価結果に関する説明を求めることができる。

2 前項により説明を求められた場合には、評価委員会委員長は、評価結果について説明を行わなければならない。

(不服申立て)

第11条 前条に定める評価委員会委員長の説明を経て、なお、評価結果について不服がある場合には、説明を受けた日から起算して14日以内に、不服申立ての理由を記載した文書(別紙様式)に根拠資料を付し、学長に申立てを行うことができる。

2 前項の不服申立てがあった場合には、評価委員会は再審議を行い、その結果を学長に報告する。

3 学長は、評価委員会の審議結果に基づき役員会で審議し、その結果を不服申立人に通知する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、年俸制職員の業績評価に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年3月22日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行し、令和元年度に係る評価から適用する。

別 表

業績評価区分		適用基準
SSS	極めて優秀	極めて顕著な業績（極めて権威のある賞の受賞等）、学長が特に認めた功績
SS+	特に優秀	特に顕著な業績、大学運営への貢献（部局長、全学委員会等の実績等）
SS		
S+	優 秀	顕著な業績、大学運営への貢献（部局長、全学委員会等の実績等）
S		
A	良 好	良好な業績
B	良好でない	業績不良、懲戒処分又は矯正措置等を受けた場合等
C	不 良	

別紙様式

不 服 申 立 書

(元号) 年 月 日

学 長 殿

所属・職名

氏 名



私は、国立大学法人東京外国語大学年俸制業績評価に関する規程第11条に基づき、評価結果について、下記のとおり不服申立ていたします。

記

1. 不服申立てを行う評価結果について

通知年月日 : (元号) 年 月 日

評価の標語 : 「 」

2. 説明を受けた日 : (元号) 年 月 日

3. 不服申立ての内容

(注) 1. 不服申立ての内容は、評価結果に対する意見について、具体的な事由を付してください。

2. 本申立書には、必要と認める資料を添付することができます。